

教 育 厚 生 委 員 会 報 告

教育厚生委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第91条の規定により報告します。

第61号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第2項中 歳出 第3款 民生費 第10款 教育費 第7項 第8項 第2条 債務負担行為の補正 第10款 教育費	原案可決
--------	--	------

第 61 号議案「平成 30 年度長崎市一般会計補正予算第 1 号」のうち、教育厚生委員会所管部分の審査の経過並びに結果については、まず、民生費において、地すべり等の危険がある高齢者施設の基礎部擁壁に係る防災改修に対して助成するための高齢者福祉施設整備事業費補助金が計上されました。

委員会では、補助対象となる市内の全施設に照会を行った結果、応募が 1 者のみだった理由についてたすなど、内容を検討しました。

次に、教育費において、学校給食の献立内容の充実や食物アレルギー対応、給食施設の老朽化等の課題解決のため、学校給食センターを建設するに当たり、建設予定地の土質調査や P F I アドバイザリー委託等を行うための学校給食施設整備事業費が計上されました。

委員会では、議案審査に先立ち、陳情第 4 号「長崎市給食センター設置計画に関する陳情について」、参考人としての出席を要請し、種々論議を行いました。

その後の審査では、冒頭理事者から、学校給食センターの整備に係る当該補正予算については、平成 30 年度当初予算に計上したものの、地域や P T A などへの説明が不十分であるとの理由により減額修正されたことについては大変重く受けとめている。P T A や地元自治会に対して説明し、協議を進める中で、本市の

方針と今後の進め方について、改めて確認していただき、予算計上することについても理解をいただいた。地元自治会とは、今後とも不安解消に向けて説明・協議を行っていくとの説明がされました。

委員会では、学校給食センターに集約化することに伴い、地元業者からの食材の納入が制限されることに対する懸念についてたどしました。

これについて理事者から、食材については市が責任を持って調達を行うこととしており、現時点では長崎市学校給食会が契約している地元業者等を活用していきたいと考えているとの答弁がされました。

さらに、東部・中央部及び南部地区への学校給食センターの設置見通しについてたどしました。

これについて理事者から、今後適地が見つかり次第、早急に進めていきたいと考えており、今後 10 年をめどに整備を行っていききたいとの答弁がされました。

そのほか、P F I 導入に伴い、地元企業の参画が制限されることに対する懸念。食物アレルギーへの対応に係る保護者への説明会の実施状況。市内中央部に老朽化した給食施設が多いにもかかわらず、北部地区の豊洋台に最初に設置する理由。建築基準法のただし書きを適用して豊洋台に設置することの妥当性。時津町・長与町との連携による当該地域への設置検証の有無。民設民営による設置方法の検討状況についてたどすなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、学校給食センターの建設について、豊洋台への整備に関しては、対象校や既存の地元業者に対して現時点で十分な説明がなく、理解が得られていないこと。学校給食は教育の一環であり、市が必要な施設整備と人員配置を行うことにより自校方式を継続すべきであること。学校給食センターの必要性は理解しているものの、各学校の関係者が全員理解しているとは思えず、学校の適正配置と絡め、老朽化した給食施設が多い市内中央部への設置を先に検討すべきであること。大規模災害に備えるため、学校給食センターの調理能力を適正な規模にすべきであることなどの反対意見が出されました。

一方、P T A、地元自治会の不安解消に努めるとともに、建設後の運用も含めて協議を継続してほしい。今後 10 年で給食施設の集約化を図るに当たり、アレ

ルギー対応や既存の地元業者に対する今後の発注のあり方等について、全体構想を持って進めてほしい。他都市における民設民営での事例をしっかりと検証し、より効率的な運営を検討してほしい。新たな給食センターの整備についても早急な対応をとってほしいなどの賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

第74号議案	工事の請負契約の締結について (仁田佐古小学校建設主体工事(1)の請負)	原案可決
--------	---	------

第74号議案「工事の請負契約の締結について」は、仁田佐古小学校建設主体工事(1)の請負契約を締結しようとするものです。

委員会では、旧仁田小学校と旧佐古小学校間を結ぶ通学路の拡幅に係る今後のスケジュールの地元への説明状況。入札における最低制限価格の設定の考え方。教室内におけるエアコンまたは扇風機設置の検討状況についてなど、内容を検討した結果、一部委員から、小島養生所等の遺構の完全保存を求める市民の声に耳を傾けることなく、建設予定地を見直さなかったため認められないとする反対意見が出されました。一方、新校舎の建設は子どもたちにとって希望であり、平成32年1月の完成に向け、工事の進捗に当たっては安全で、適正な工程管理に努めてほしいとの賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

第64号議案	長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第65号議案	長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第66号議案	長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

第68号議案	長崎市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
--------	---------------------	------

第64号議案「長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、

第65号議案「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、

第66号議案「長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、

第68号議案「長崎市介護保険条例の一部を改正する条例」

については、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決するものと決定しました。